

報告第10号

専決処分の報告について

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月30日提出

幸手市長 木村純夫

専決第7号

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年8月18日

幸手市長 木村純夫

記

1 相手方

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○ ○ ○ ○

2 事故の概要

令和5年6月28日午後3時頃、職員による水路敷の除草作業中に、水路敷に置いてあった地先住民が所有する木材を民地内に移動させたところ、民地のブロック塀を損傷させたものである。

3 損害賠償額

金330,000円

上記金額の内訳（合計に責任割合100%を乗じたものとする。）

修繕費 330,000円

合 計 330,000円